

入札説明書

奈良県防災行政通信ネットワーク 衛星回線等再整備工事

令和6年12月

奈良県総務部知事公室防災統括室

入札説明書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、次の条件を全て満たしていること。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- エ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。
 - （ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - （イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- ク 県土マネジメント部、食農部、環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。以下同じ。）又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約したことにより、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は水道局が発注する新たな工事への参入を制限されていない者であること。

2 入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 入札参加申込書は様式S0により作成してください。
- (3) 入札参加申込書については、電子メールにより提出してください。

3 技術提案書に関する事項

- (1) 企業の施工実績等の技術提案の評価項目は、落札者決定基準に記載のとおりとします。
- (2) 評価の基準
評価基準及び配点は落札者決定基準に記載のとおりとします。

(3) 技術提案書（事後）について、工事名が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に提出する配置予定技術者の氏名と異なる場合は失格とします。

4 技術提案書（事後）の作成等

(1) 開札後、入札公告第4の1に該当する者は、技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」といいます。）を作成してください。なお、提出資料は様式7に記載のとおりです。

(2) 技術提案書等（事後）は入札公告第3で指定する場所へ持参により入札公告第3で指定する提出期限までに提出してください。

(3) 技術提案書等（事後）の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。

(4) 様式7の自己申告評価点算出欄に、落札者決定基準で定める各評価（審査）基準をもとに自己採点した点数を記載してください。

(5) 提出された技術提案書等（事後）を確認した結果、様式7の自己申告評価点算出欄に記載の申告点数（企業の施工実績等の合計（自己申告評価点）を含む。）に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱うものとします。

ア 点数が過大評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について適切な点数に修正の上、評価します。

イ 点数が過小評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について記載された点数により評価します。（点数の修正は行いません。）

ウ 点数が記載されていない場合（点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。）、「配点」欄に設定のない点数を記載した場合は、当該評価（審査）項目における最低の点数に修正の上、評価するものとします。

(6) 技術提案書等（事後）を確認した結果、落札候補者の技術評価点に変更となった場合は、発注者が評価した技術評価点に基づき評価値を算出します。

なお、評価値の最も高い者が変更となった場合は、再度、最も評価値が高い者を落札候補者として、評価値の最も高い者が決定するまで入札公告第5及び第6に定める規定を繰り返します。

(7) その他

ア 提出された技術提案書等（事後）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等（事後）は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等（事後）の内容について、疑義がある場合は、必要に応じて技術提案書等（事後）の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

5 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者（評価値の最も高い者）は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出してください。

対象書類	<ul style="list-style-type: none">・競争入札参加資格確認申請書（様式S 1-1）・設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面（様式S 3）・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式S 6-1（必要により様式S 6-2））・現場代理人報告書（様式S 8）
	上記様式に添付すべき書類の写し

提出方法	持参
提出先	16の(1)のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式S 1-1により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(ウ)のとおりとし、次に従い作成してください。

(ア) 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

入札公告第2の5に示す設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日を様式S 3に記載してください。また、総合評定値通知書の写しを添付してください。

(イ) 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第2の6に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者（工場製作を伴う工事にあつては、工場製作における配置予定技術者を含みます。）の資格及び従事経験を様式S 6-1に記載してください。また、別表の配置予定技術者の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し（表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面）を添付してください。様式S 6-1で提出する監理技術者を2つの工事現場で兼務させる（特例監理技術者を置く）場合は、専任の監理技術者補佐を様式S 6-2に記載してください。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであることを要します。添付書類は、監理技術者と同様の書類、又は主任技術者の資格を証する書面及び当該資格と同一の業種に係る一級の技術検定の第一次検定に合格したことを証明できる書面の写しとします。

また、様式S 6-1で提出する配置予定技術者は（工場製作を伴う工事にあつては、工場製作における配置予定技術者を除きます。）、入札書及び技術提案書様式1 2で提出する配置予定技術者から選任しなければなりません。

なお、落札者は様式S 6-1に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

(ウ) 現場代理人報告書

入札公告第2の7に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式S 8に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

また、様式S 6-1で提出する配置予定技術者が専任補助者を伴う場合は、S 8で提出する現場代理人は、入札書及び技術提案書様式1 2で提出する専任補助者から選任しなければなりません。

なお、落札者は様式S 8に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者（評価値の最も高い者）に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、登録業種・等級及び本店の所在地に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者

に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

6 入札の手続

- (1) 入札書は、工事費内訳書及び技術提案書（※様式7のみ）を記載、添付の上、書留郵便により提出してください。
- (2) 入札書の提出は、奈良県総務部知事公室防災統括室長あての親展として、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するよう郵送（書留郵便に限ります）してください。入札書を提出する封筒は二重とし、外封筒（送付用封筒）には<開札日>、<工事名>及び「入札書、工事費内訳書及び技術提案書在中」を朱書きし、内封筒を入れてください。内封筒には、入札書、工事費内訳書、技術提案書（※様式7のみ）を入れ、封筒の表に<業者名>、<開札日>、<工事名>及び「入札書、工事費内訳書及び技術提案書在中」を記載のうえ、代表者印で封印してください。
- (3) 自己申告評価点（企業の施工等の合計点）を技術提案書様式7により、入札書及び工事費内訳書に添付し提出してください。なお、書留郵便により提出した自己申告評価点を正しい数値であると仮定して評価値を算定します。
- (4) 入札書は、書留郵便により提出されたことをもって提出されたものとします。
- (5) 一度書留郵便により提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (7) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。
- (8) 入札書に記載する金額は技術提案書で評価された内容を反映していなければなりません。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (5) 奈良県における競争入札参加資格を有する者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値

の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。くじは、開札場所で行います。当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。

ただし、落札者の決定については一時保留し、技術提案書（事後）の確認及び競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を閲覧に供します。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

9 工事費内訳書に関する事項

- (1) **工事費内訳書**は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」、「工事番号」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。

- (2) **工事費内訳書**は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 工事費内訳書を提出しない場合

イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合

ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

10 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。

- (2) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。

- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。

- (4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、「県土マネジメント部土木工事重点監督実施要領」規定に基づき、品質管理及び品質管理の為の監督補助として、工事施工中はモニターカメラの設置を行ってください。ただし、モニターカメラの設置費用については、受注者の負担とします。加えて、不可視部分の出来形管理についてはビデオカメラにより撮影し、監督職員に提出することとします。なお、撮影する不可視部分については、監督職員と協議することとします。

- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として契約する場合においては、当該者又は当該構成員の、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は水道局が入札公告を行った工事における過去2か年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の当該工事と同じ工事種別の平均値（「低入要領」別紙1（<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食農部、環境森林部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が70点未満の場合、当該契約対象工事の契約締結日から受注者が提出する完成通知日に記載の完成日又は、契約締結後1年を経過する日までのいずれか早い日まで、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は水道局が入札公告

を行う新たな工事（当該工事と同じ工事種別に限る。）の入札に参加することができません。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、70点以上とみなします。

(6) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合には、入札公告第1の4に定める工事期間の始期（着工日）が変更となることがあります。

11 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

12 技術者の変更

工事の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限ります。

13 別に配置を求める技術者

(1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合には、落札者が、奈良県県土マネジメント部発注工事の入札日の属する年度の前2年度に完成したすべての工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、入札公告第2の6で定める技術者と同様の要件を満たす者を、入札公告第2の6で定める技術者とは別に、専任で1名現場に配置してください。なお、製作現場（工場）に別に配置する技術者は専任でなくてもよいものとします。

ア 70点未満の工事成績評定を通知された場合

イ 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合（ただし、軽微な手直し等は除きます。）

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止、又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合

エ 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

(2) この技術者は、施工中は、入札公告第2の6で定める技術者を補助し、入札公告第2の6で定める技術者と同様の職務を行うものとします。

(3) この技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を入札公告第2の6で定める技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知してください。

14 入札の中止

この入札手続執行途中で、発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を中止すべきと判断したときは、その段階で入札手続を中止します。

15 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

16 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 入札参加申込書、競争入札参加資格の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室防災統括室防災施設係
電話 0742-27-8456

(2) 技術提案書等に関する問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室防災統括室防災施設係
電話 0742-27-8456

17 その他

(1) 公契約条例の適用について

予定価格が3億円以上の工事は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」といいます。）第2条第2号に規定する特定公契約として契約するものであり、公契約条例第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、同条例第8条から第17条までの規定の適用を受けるものとします。

(2) 議会の議決を要する工事について

- ① 予定価格が5億円以上の工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。
- ② 当該契約者は、本契約の成立と同時に、請負代金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。
ただし、国債その他の有価証券等、銀行等の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。
また、保険会社との間に知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者は、契約保証金の納付を免除します。
- ③ 奈良県議会の議決までの間に、落札（候補）者（共同企業体の場合、共同企業体構成員のうち1者以上）が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った共同企業体構成員又は入札参加停止を受けた共同企業体構成員を除いて共同企業体の構成に関する協定書の変更を申し出た場合において、変更後の共同企業体構成員が、代表者を含め2者又は3者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

別表

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
電気通信工事	<p>次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当すること</p> <p>（ア） 次の①～②までのいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者 ② 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 <p>（イ） 次の①～⑦までのいずれかに該当する者のうち、電気通信工事に関し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの ② 電気通信工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称するもの ③ 電気通信工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの ④ 電気通信工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤ 電気通信工事に関し、10年以上実務の経験を有する者 ⑥ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条第3項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有するもの ⑦ 国土交通大臣が①～⑥までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定したもの <p>（ウ） 国土交通大臣が（ア）又は（イ）に掲げる者と同等以上の能力を有する者として認定したもの</p>